

**平成 31 年度 金融関連ビジネスモデル創出促進事業（補助）
企画提案仕様書**

1 補助事業名

金融関連ビジネスモデル創出促進事業

2 事業の目的

本事業は、キャッシュレス決済、仮想通貨、トランザクションレンディング、情報銀行等をはじめとした、独自性・優位性のある金融関連ビジネスモデルの創出に対する取組を支援することにより、経済金融活性化特別地区内への金融関連事業者及び金融関連ビジネスの集積促進を目的とする。

3 本事業の公募範囲及び補助の対象

本事業が対象とする補助事業の範囲および公募内容については、次のとおりである。

(1) 補助事業対象範囲

- ① 経済金融活性化特別地区内で実施する新たな金融関連ビジネスモデルの構築
- ② 当該ビジネスモデルの実施に必要な情報システム等の開発
- ③ 前記①・②で開発したビジネスモデル、情報システムの機能や効果等を検証するための実証活動、及び当該活動を通じた有用性、収益性、継続性等の分析・評価の実施

※実証活動は沖縄県内で実施すること。

(実証活動の場合は、必ずしも経済金融活性化特別地区でなくてもよい)

(2) 補助対象経費

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
(1) 人件費	本プロジェクトに直接従事する者の直接作業時間に対する給与等
(2) 事業費	
ア 旅費	本プロジェクトに必要な出張に係る経費

イ 報償費	本プロジェクトに必要な通訳等に係る経費等
ウ 需要費	本プロジェクトに必要な物品であって備品購入費に属さないもの（但し、本プロジェクトのみで使用されることが確認できるもの） 実証実験の告知・案内等のためのパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
エ 役務費	本プロジェクトに必要な郵便料金等の通信運搬に関する経費
オ 委託費	本プロジェクトに必要であり、補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に外注する経費（情報システムの開発委託等）
カ 使用料及び賃借料	本プロジェクトに必要な物品（情報システムの開発に必要な機器、実証実験用の端末、プロジェクトの実施に必要な会議室等）のリース、賃借にかかる経費
キ 備品購入費	本プロジェクトに必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入に係る経費
ク その他補助事業に必要な経費	上記以外の経費であって、県が必要と認めた経費

※実証事業の参加者等に配布する景品、クーポン等にかかる費用については補助対象経費としないこと。

(3) 補助期間

交付決定の日から平成32年2月28日まで。ただし、継続して事業を実施する場合、年度ごとに審査委員会にて事業成果について評価・検証し、継続するか否かを判断し、最長2ヵ年度まで補助を受けられます。

※継続に関しては、国からの交付決定及び沖縄県の次年度予算の成立が前提となります。

(4) 補助率及び補助限度額

・補助率：2/3

・補助限度額：初年度（平成31年度）10,000千円

2年目（平成32年度）10,000千円

※消費税及び地方消費税は含まない

※内閣府との調整により、補助上限額が変更になる場合があります

4 企画提案に当たっての留意事項

(1) 事業目的との整合性

本事業の目的に沿った事業内容とすること。

補助事業の実施により得られた知見や成果等を活用して、事業期間終了後は経済金融活性化特別地区において新しいビジネスプランの実現に向けた自主的な取組を実施する事業内容とすること。

(2) 応募の方法

応募要領及び本仕様書を踏まえたものとし、申請書様式に従い、次に掲げる内容を含めること。

なお、資料は原則としてA4判、左綴りとすること。なお、グラフや図表等は必要に応じてA3判にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

① 申請者の概要

申請時点における申請者の概要を記載するとともに、公的助成制度の活用状況や財務状況等を記載すること。なお、該当しない項目や直近の実績がない項目等については、その旨を記載すること。

② 提案事業容等説明書（事業計画）

新たに構築する金融関連ビジネスモデルの内容と予測される効果、実施予定場所、事業スケジュール、県内事業者等と協力連携する場合はその協力者を具体的に明記すること。

③ 事業実施体制図

本事業に係る実施体制を図示するとともに、事業管理や経理等の体制を含め、各員の役割分担を記載すること。

④ 事業化計画説明書（事業終了後の計画）

補助事業の実施により得られた知見や成果等の活用手法や、実証事業終了後の事業化に向けた計画やスケジュール等を可能な限り具体的に記載すること。

⑤ 経費積算内訳書

申請に係る事業の実施に要する経費を記載すること

⑥ その他

上記①から⑤以外で、事業目的を達成するために効果的な提案がある場合は、その理由を含めて記載すること。

(3) 体制の整備

本事業を円滑に進めるため、事業管理・経理等を行う体制を整えること。

5 審査方法および審査のポイント

補助対象事業者の選定にあたっては、企画・提案の内容、事業の実施能力等を審査する。なお、必要に応じてヒアリングを行うこととし、その場合、事業者別途通知する。

(1) 一次（書面）審査

① 沖縄県（情報産業振興課）において、書類審査を実施するとともに、必要に応じてヒアリングを行う。

② 第一次審査の結果は平成31年5月29日（水）までに電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 二次（プレゼンテーション）審査

① 沖縄県商工労働部内に設置する選定委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会において、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

② 二次審査の概要

(ア) 日時 平成31年6月4日（火）午後（予定）

(イ) 場所 沖縄県庁14階商工労働部会議室（予定）

(ウ) 提出資料及びプレゼンテーションに基づき審査する。

(エ) 審査会場への入場者は3名以内とする。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

(2) 審査のポイント

① 事業化の可能性

実証事業終了後の経済金融活性化特別地区での事業化に向けた計画の具体性や実現性を評価する。

② 事業計画

提案内容が本事業の目的に沿ったものであるか、提案内容の実現性や具体性を評価する。

③ 県経済への波及効果

事業実施による県経済への波及効果を評価する。

④ 申請者の経営基盤

本事業の実施及び事業終了後の事業化にあたり、安定した経営基盤を有しているかを評価する。

⑤ 事業スケジュール

計画されたスケジュールが具体的であるか、提案の業務内容との整合性を評価する。

⑥ 事業実施体制

実証事業実施にあたり、各員の役割や責任分担の明確さ、協力者との連携方法が十分に検討されているかを評価する。

⑦ 総合評価

上記①から⑥までの個別審査ポイント等を踏まえた総合評価を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

(注意事項)

企画提案の交付決定を行うにあたっては、内閣府による事前確認を受ける必要があります。

第二次審査を通過した事業提案について内閣府の事前確認を実施し、確認を受けた提案事業について補助金の交付決定を行います。

※内閣府の確認の結果、交付決定がされない場合があります。

6 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合や、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（商工労働部情報産業振興課）と協議すること。